

議案第二十号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成五年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「内における一日を限度とする」を「内の」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 一回使用 二十四時間を限度とする一回の駐車場の使用をいう。

第三条第一項中「一日使用」を「一日使用し、又は一回使用」に改める。

第四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一回使用の使用料は、出場の際に納付しなければならない。

別表第一に次のように加える。

杉並区立高井戸東自転車駐車場	杉並区高井戸東二丁目三〇番二五号
杉並区立高井戸北自転車駐車場	杉並区高井戸西二丁目二番一号

別表第二中「一日使用」の下に「及び一回使用」を加え、同表付記を次のように改める。

付記

1 六十五歳以上の者及び規則で定める学生が定期使用する場合の使用料は、自転車にあつては規定使用料から一月当たり二百円を減じた額とし、原動機付自転車にあつては規定使用料から一月当たり四百円を減じた額とする。

2 一回使用のうち規則で定める時間内の使用に係る使用料は、無料とする。

附 則

1 この条例は、平成十九年三月二十六日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中杉並区立高井戸東自転車駐車場に係る部分は同年四月一日から、同表の改正規定中杉並区立高井戸北自転車駐車場に係る部分は規則で定める日から、次項及び第三項の規定は公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第一に規定する杉並区立高井戸東自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、平成十九年四月一日前においても行うことができる。

3 新条例別表第一に規定する杉並区立高井戸北自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、規則で定める日前においても行うことができる。

（提案理由）

自転車駐車場に機械管理を導入することに伴い、一回使用の使用料を定める等の必要がある。

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 一日使用 規則で定める使用時間（以下「使用時間」という。）内の <u>駐車場の使用をいう。</u></p> <p>四 一回使用 二十四時間を限度とする一 <u>回の駐車場の使用をいう。</u></p> <p>五 略</p> <p>（使用の手続等）</p> <p>第三条 一日使用し、又は一回使用しようとする者は、使用する際に区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 一日使用 規則で定める使用時間（以下「使用時間」という。）内における一 <u>日を限度とする駐車場の使用をいう。</u></p> <p>四 略</p> <p>（使用の手続等）</p> <p>第三条 一日使用しようとする者は、使用する際に区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p>

2 及び 3 略

(使用料等)

第四条 略

2 使用料は、使用の承認を受けた際に納付
しなればならない。ただし、一回使用の
使用料は、出場の際に納付しなければなら
ない。

2 及び 3 略

(使用料等)

第四条 略

2 使用料は、使用の承認を受けた際に納付
しなればならない。